

分類	御質問	回答
全体	いずれかの基準に該当すれば指定外と判断して良いか。	いずれかの基準に該当していれば指定外として取り扱います。
	動たんのマークがついているものについては引き続き申請が必要か。申請必要、不要、書類提出確認後判断等で表にまとめると良い。	『動たん』表示のあるもの及び『検査要』とされるものは輸入検査申請が必要です。動物検疫所長通知として示される基準は表形式で整理し公表される予定です。
	指定外の物は輸出国政府機関発行の検査証明書の添付は不要なのか。	指定外基準に該当する物であっても、「動物性加工たん白質」に関する通知に基づき規制を受ける物等は、必要事項が記載されている輸出国政府機関の検査証明書の添付が必要な場合があります。
	指定外の物は現物検査は原則省略と考えてよいか。	書類検査で必要と判断された場合には現物検査を行うことがあります。
	指定外の基準を満たさない場合は、指定検疫物(今回は指定禁止物を除く)に該当する事となり、輸出国発行の衛生証明書が無いと輸入はできないのか。	指定検疫物に由来する物のうち指定外基準に該当する物を除き、指定検疫物として輸出国政府機関発行の検査証明書の添付が必要となります。
	指定検疫物と指定外を比較した場合、手続きや対応はどのように異なるのか。	提出書類や検査の要否は輸入される貨物にもよります。詳細は輸入予定の動物検疫所にお問合せ下さい。
	指定禁止物は、輸出国発行の衛生証明書があっても輸入が出来ないのか。	指定禁止物は輸入が禁止されているものになります。
輸入者の責務	輸入者が指定外基準に該当する物と判断した場合、輸入者の責任で輸入申告して差し支えないか。	指定外基準に該当する物であっても、検査を要するもの及び「動物性加工たん白質」に関する通知等により規制対象となるものについては、必ず検査を受けいただく必要があります。一方で、検査申請が必要とされていないものについては、輸入者の責任においていずれかの基準に適合することを根拠資料等で確認し判断して差し支えません。
	動物検疫所に事前に確認を受ける場合の具体的な方法は。	原則として書面で確認します。具体的提出方法は提出先の動物検疫所に御相談ください。
	指定外の物も動物検疫所に申請を輸入の都度行わないといけないのか。	指定外基準に該当する物であっても、検査を要するもの（基準の表中の備考欄に検査要と記載されているもの）及び「動物性加工たん白質」に関する通知等により規制対象となるものについては、輸入の都度、必ず輸入検査申請を提出していただく必要があります。

規則45条	スライド9で改正後の項目八（穀物のわら及び飼料用の乾草）に続いて「（削る）」となっているが、指定検疫物の対象から外れると理解してよいか。	改正前の第8号が削られていることを示しており、穀物のわら及び飼料用の乾草に関する対応は変更がありません。
容器包装詰め 加圧加熱殺菌製品	気密容器の定義はあるのか	気密容器とは、外気の侵入や内容物の漏えいを防ぐように密封された状態を保持できる容器をいいます。なお、チャック袋（ジッパー）や金属クリップ等による結紮のように、開閉可能で密封性が担保されないものは気密容器として取り扱いません。
	製造工程中でF0値3という記載があればよいか	根拠書類を確認する場合において、加熱状況に関しては、F0値3で処理している旨の記載であっても、121.1°C3分間以上の加熱と同等以上であることが確認できるので差し支えありません。その他、基準に該当する根拠となる情報についても確認します。
	レトルトパウチに入った加熱基準に則ったソーセージは衛生証明書無しで輸入できるのか	容器包装詰め加圧加熱殺菌製品の基準（内容物と容器が十分に接する状態で気密容器に詰められ、密封後に製品の中心部まで加圧加熱殺菌（F0値3（121.1°C3分間加熱したときの加熱効果と同等）以上）して工業的に製造されていること。ただし、製品の水分含量が40%を超える物又は水分活性が0.85以上である物に限る。）に該当している場合は、指定外として衛生証明書の添付なく輸入することが可能です。ただし、製造工程等の資料を提出いただく場合があります。
	基準3に該当するかを輸入者が判断して良いか。	基準に該当していることを製造工程等の根拠資料により確認できる場合には、輸入者の責任において判断することは可能です。
	「十分に接する」は個別判断か	分類4は主に携帯品や郵便として輸入される製品の基準になりますので、製品を見て判断することを想定しています。貨物として輸入される製品については、分類3の基準（製造工程及び包装形態）に基づき、輸入者が根拠資料により確認の上判断してください。判断に迷う場合は輸入予定の動物検疫所に御相談ください。
	①②いずれかの基準を満たす解釈でよいか	御理解のとおり、いずれかの基準に適合することが根拠資料等で確認できる場合には、指定外として取り扱います。
エキス	エキスについて初回の確認をする場合、必ず輸入検査申請をする必要があるか	必ずしも輸入検査申請をしていただく必要はありません。基準に該当するか迷う等の場合には、製造工程等製品の詳細が分かる書類を御用意いただき動物検疫所に御相談ください。

	単に基準を満たしていれば、いかなる包装形態でも問題無く輸入できるのか。	包装形態は問いません。
エキス及び動物性油脂	エキス及び動物性油脂における「目に見える固形物」の定義は	明らかに肉片、臓器片、脂肪片と判断できるものが残存している場合に目に見える固形物と判断します。工程中でスプレードライがされていたり、30メッシュ程度以上のフィルターがかかっているものについては、固形物が残存していないと判断します。
動物性油脂	動物性油脂について、輸入者が指定外基準に該当する物と判断した場合、輸入者の責任で輸入申告して差し支えないか。	動物性油脂は動物性加工たん白質の観点から輸入の都度申請が必要になります。輸入者が指定外基準に該当する物と判断した場合、動物性加工たん白質として輸入申請を提出してください。
ゼラチン、コラーゲン、にかわ	指定外の場合は動物性たん白の確認のみか	動物性加工たん白質に関する規制は従前と同様に適用されます。指定外基準に該当する場合は動物性加工たん白質として輸入申請を提出してください。具体的な添付書類についても従前と変更はありません。
加水分解たん白質	「未分解の固形物が残留していない」ことを確認するため2回目以降も動物検疫所の検査を受ける必要があるのか。	加水分解たん白質は動物性加工たん白質の規制対象になるので、毎回輸入検査申請を提出して下さい。
調味料、調味液	「固形物」の定義は。	明らかに肉片、臓器片、脂肪片と判断できるものを指します。
	「固形物が認められないもの」かどうか、動物検疫所の確認を受ける必要があるか。	指定外基準に該当していることが確認でき、かつ輸入検査の対象でない場合に限り、輸入者の責任において申請不要と判断することが可能です。判断に迷う場合等は輸入予定の動物検疫所に御相談ください。
犬用ガム	「十分にアルカリ処理」は輸入者判断でよいか。	監視伝染病の病原体を拡散するおそれがない状態となる程度のアルカリ処理が必要です。 具体的な数値基準は記載しておりませんが、牛由来の皮であればpH11程度、豚由来のものはpH11.5のアルカリ処理を、中心まで膨潤する程度の時間浸漬していただくことを目安としてください。
	ドライペットフードは動物性加工たんぱく質の規制について確認する必要がある為、毎回申請が必要でしょうか。	既存の対応に変更はありません。輸入の都度動物検疫所に申請をしていただき、飼料に転用するおそれがないことを確認します。
	初回品について”硬質”であるかの判定のために動物検疫検査申請をすることは必須でしょうか	ドライペットフードは動物性加工たん白質の規制対象になるので、毎回輸入検査申請を提出して下さい。

ドライペットフード	<p>硬質な粒状製品であり、エクストルーダー処理および乾燥工程を経たドライペットフードであれば、特段の温度・時間条件を満たしていることの証明がなくても、水分含量が概ね10%程度であることを確認すれば、指定外基準に該当すると考えてよいか。</p>	<p>現時点では、発泡成形の際の温度や圧力、時間等の具体的な数値基準は設けておりませんが、単に押出成形して乾燥したものはこの分類には該当しませんのでご注意ください。なお、家畜防疫官が指定外基準に該当することの根拠となる書類等の提出や現物の確認を求めた場合には、御対応下さい。</p>
試験研究用品	<p>試験研究に用いるための細胞に添加されたFBSについては、細胞自体が市販流通品でない場合でも今後は検疫検査が不要となるのでしょうか。</p>	<p>血清添加培地に浮遊している細胞については、血清添加培地は分類35（試験研究用品）として指定外になり、加えて細胞が指定検疫物に由来する場合であっても分類40（株化細胞）として指定外になるものであれば、輸入者が根拠資料により確認の上検査不要と判断して差し支えありません。</p>
	<p>試験研究用に輸入されるカスタム品の細胞に添加されたFBSの場合、分類35に該当でよろしいでしょうか？または分類37でしょうか？</p>	<p>FBSを添加した培地として最終使用形態となっているものとして分類35（試験研究用品）として指定外として取り扱うことが可能です。また、特定の検査用にカスタマイズされている細胞用の製品であれば分類37（検査診断製品）として指定外として取り扱うことが可能です。詳細な製品情報を添えて輸入予定の動物検疫所にお問合せ下さい。</p>
	<p>指定外基準に該当する試験研究用品について、製造国や輸出国が疾病発生国の場合は、輸入不可か。</p>	<p>指定外基準に合致するものは、製造国や輸出国の疾病発生状況に関わらず指定外として輸入が可能です。</p>
株化細胞	<p>P33、株化細胞について 使用目的が動物用医薬品製造の場合は指定外になりますか。 また、試験研究用で指定外で輸入した株化細胞は、他の目的で使用したり、他機関に分与することは出来ますか。</p>	<p>試験研究用に輸入する株化細胞を試験研究用以外の用途で使用することは認められません。動物用医薬品製造に関しては「試験研究その他これに類する用途」と判断できますので、この目的であれば指定外として輸入が可能です。</p>
加熱又はアルカリ処理による変性卵	<p>完全に凝固変性について凝固温度や時間の指定予定はあるか。</p>	<p>温度や時間の数値基準を設けておりません。従前のおり、中心まで凝固変性がなされる程度の時間と温度（アルカリ処理の場合pH）で処理を行っていただくことで問題ございません。</p>
ペレット	<p>「規則第43条の表の地域」の国から輸入されるヘイキューブ等は、改正後は申請及び証明書の提出が必要になるのか。</p>	<p>"規則第43条の表の地域"は口蹄疫の清浄地域以外の地域です。北米やヨーロッパ等の疾病清浄地域<u>以外の地域</u>になります。疾病清浄地域からの穀物のわらや乾草は引き続き指定検疫物には該当しません。</p>

含気タイプのペットフード	7月以降も、これまでの輸入貨物に添付されていた検査証明書が添付されていれば問題無しとの認識でよいか。記載内容は、今後変更されるのか。	<p>現在記載されている内容が、中心温度3分間以上121.1℃以上に保つのと同等以上と判断できるものであるか、申請先の動物検疫所に御確認下さい。なお、今後については、できる限り早期に少なくとも以下の事項が明確に記載された検査証明書の取得を御検討ください。</p> <p>①健康な家畜に由来すること（生前生後の検査の結果異常のない家畜に由来すること）。</p> <p>②中心温度を3分以上121.1℃以上に保つこと。</p> <p>③加熱処理後、清潔かつ衛生的な容器又は包装にて保管し、船積みまで伝染性疾病の病原体による汚染のない方法により保管されていること。</p>
	移行期間中はコンテナヤードで受検できるのか。	御理解のとおりです。